

V 社会福祉士の任用・活用の促進

A 社会福祉主事から社会福祉士へのステップアップ

社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、新たに社会福祉士国家試験の受験資格を付与する。
(新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行)

注 社会福祉主事

都道府県等の福祉事務所において、生活保護等に関する業務に従事する職員

B 身体障害者福祉司等の任用資格の見直し

身体障害者福祉司、**知的障害者福祉司**等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける。
(公布日施行)

* 児童福祉司については、既に社会福祉士が任用資格として位置付けられている。

注1 児童福祉司

都道府県等の児童相談所において、児童の福祉に関する相談に応じ、専門的指導等を行う職員

注2 身体障害者福祉司

都道府県の身体障害者更生相談所等において、身体障害者に関する専門的指導等を行う職員

注3 知的障害者福祉司

都道府県の知的障害者更生相談所等において、知的障害者に関する専門的指導等を行う職員